第48期

定時株主総会招集ご通知

令和２年4月1日～令和３年3月31日

ASANTE

開催日時

令和３年６月18日（金曜日）午前10時
（受付開始　午前９時00分）

開催場所

東京都新宿区西新宿八丁目17番１号
ベルサール新宿グランド
コンファレンスセンター　５階
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、インターネットまたは書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。

お土産の配布はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目　次

第48期定時株主総会招集ご通知…… 2

添付書類

事業報告…… 6
連結計算書類…… 28
計算書類…… 31
監査報告書…… 34

株主総会参考書類

議案及び参考事項…… 42
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件

株式会社 アサンテ
証券コード：6073

証券コード：6073
令和３年５月31日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿一丁目33番15号
株式会社 アサンテ
取締役社長　　宮 内　 征

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第48期定時株主総会を、下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、インターネットまたは書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。
　お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、当社の指定する議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)において賛否を入力されるか、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、**いずれかの方法により、令和３年６月17日(木曜日)午後５時までに到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. 日　　時　令和３年６月18日（金曜日）午前10時　（受付開始　午前９時00分）
2. 場　　所　東京都新宿区西新宿八丁目17番１号
ベルサール新宿グランド　コンファレンスセンター　５階
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

報告事項
１．第48期（自令和２年４月１日 至令和３年３月31日）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第48期（自令和２年４月１日 至令和３年３月31日）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

（1）インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合には、最後に行なわれたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

（2）議決権行使書面とインターネットで重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使内容を有効とさせていただきます。

（3）株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

1．当日のご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参ください。

2．当日ご出席の株主様へのお土産の配布はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

3．連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.asante.co.jp/ir/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

4．株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.asante.co.jp/）に掲載させていただきます。

＜株主様へのお願い＞

（1）本会場では、運営スタッフのマスク着用での対応、アルコール消毒液の設置等、感染予防のための措置を講じて参ります。（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。）

（2）会場入口付近で検温をさせていただき、体調不良と見受けられた方には、運営スタッフがお声がけしてご入場をお控えいただくことがございます。

（3）本株主総会の議事につきましては、感染予防のため、時間を短縮して行なう予定です。

（4）株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。
インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.asante.co.jp/ir/）より発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

議決権の行使についてのご案内

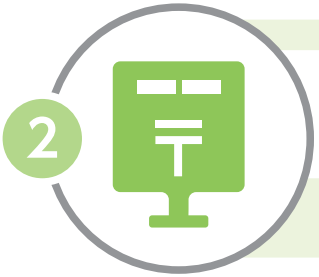
＜議決権行使等についてのご案内＞
議決権の行使には以下の方法がございます。



1 インターネットによる議決権行使の場合

5頁をご参照ください

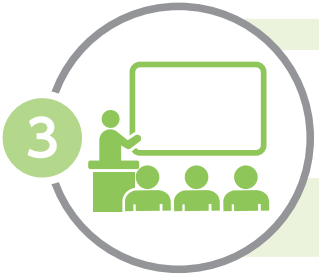
行使期限　令和３年６月17日（木曜日）午後５時まで



2 議決権行使書を郵送する場合

各議案の賛否を表示のうえ投函
（お早めにご投函ください）

行使期限　令和３年６月17日（木曜日）午後５時までに到着



3 株主総会へ出席する場合

議決権行使書用紙を会場受付へ提出

株主総会開催日時　令和３年６月18日（金曜日）午前10時（受付開始午前９時）

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームによる議決権行使

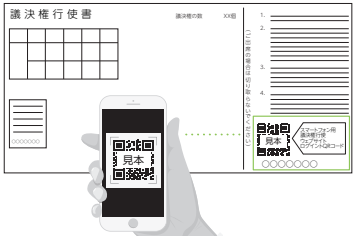
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社 株式会社ＩＣＪが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、５頁に記載のインターネットによる議決権行使以外に当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

ログインIDおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 お手持ちのスマートフォン等にて、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードでの議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」・「仮パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

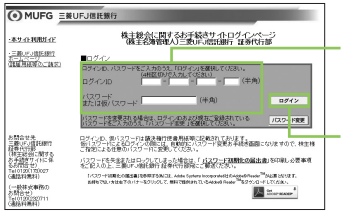
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

ログインID・パスワードを入力する方法

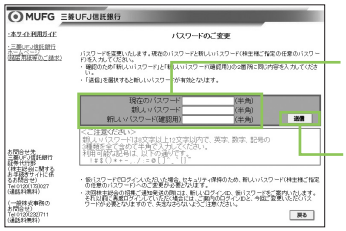
議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」・「仮パスワード」をご入力ください。



3 仮パスワードによるログインの際には、自動的にパスワード変更お手続き画面になりますので、株主さま任意のパスワードに変更してください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使について、
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話：**0120-173-027**
（受付時間 9：00 ～ 21：00、通話料無料）

事業報告　（自　令和２年４月１日　至　令和３年３月31日）

１．企業集団の現況に関する事項

1　事業の経過及びその成果

①　事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、年度初めから景気は急速に悪化し、企業収益も大幅な減少が続きました。その後、経済活動の段階的な再開等により個人消費は持ち直しの動きが見られ、雇用情勢は一部に底堅い動きがありましたが、感染再拡大によりその収束時期は未だ見通せず、景気は依然として先行き不透明な状況で推移しました。

当社グループの市場におきましては、国策の「既存住宅の長寿命化とメンテナンスを重視する方針」は不変で、莫大な潜在需要規模もそのまま存在するものと見ております。

このような状況下において、当社は成長戦略であるサービス分野の拡充と営業エリアの拡大における一段の進化を図るため、令和２年７月１日付で株式会社ハートフルホームの全株式を取得し、完全子会社化いたしました。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、当社はお客様並びに従業員の安全を最優先に考え、第１四半期に全営業拠点において新規のお客様に対する訪問営業を一定期間自粛いたしました。一方で、当社事業の社会的責任を考慮し、白蟻対策の必要性を訴求するための広告宣伝活動、お客様からの申込対応及び既存のお客様への対応は、感染対策に十分な注意を払いながら取り組んでまいりました。

その後、新規の訪問営業を順次再開し、６月以降には全営業拠点で活動を再開いたしましたが、消費マインドの冷え込みや感染拡大への警戒から営業活動も制限される等、新型コロナウイルス感染症による影響は続き、下半期においても、その影響はやや緩和が見られたものの継続しました。

以上の取り組みの結果、売上高は13,872百万円、売上総利益は9,709百万円、営業利益は1,602百万円、経常利益は1,703百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は1,063百万円となりました。

なお、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との比較分析については記載しておりません。

② 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化し、国内経済の本格的な回復には未だ時間を要すると見られます。一方、住宅に関する国策においては、既存住宅の長寿命化とメンテナンスを重視する方針は変わらず、莫大な潜在需要規模もそのまま存在するものと見ております。加えて、コロナ禍の状況における在宅時間の増加などを背景として、住宅に関するお客様の意識にも変化が見られ、住宅の長寿命化やメンテナンスに対する意識は高まると見込まれます。

このような環境におきまして、当社グループは中長期に安定的・持続的な成長を実現するために、以下の５項目を対処すべき課題と認識して取り組んでおります。

（ⅰ）コンプライアンス強化とお客様満足度の向上

当社グループは、訪問販売を主軸とした事業を展開していることから、お客様に安心していただけるサービスを提供すること、そのために徹底したコンプライアンス体制を構築することが重要な課題と認識しております。そのため、従業員一人ひとりの教育の充実とコンプライアンス管理の強化に継続的に取り組んでおり、それによる社会的な信用力の高さは、他社と差別化する大きな強みとなっております。こうした強みを一層強化することで、社会からの高い信用と信頼を獲得するとともに、仕事のクオリティを高め、お客様満足度の向上に努めてまいります。

（ⅱ）優秀な人材の確保と従業員満足度の向上

当社グループは、主要サービスに携わる営業から施工、アフターメンテナンスに至る全業務を自社従業員で行なっておりますので、人材は最も重要な経営資源です。業績の拡大とサービス品質の向上を図るためには、優秀な人材を増強することが重要な課題と認識し、人材の定着と採用強化に取り組んでまいります。人材確保におきましては、新卒採用・中途採用ともに積極的に行ない、優秀な人材を幅広く確保してまいります。また、人材の定着に関しては、従業員が一層働きやすい環境の整備・充実に加え、オンラインによる教育・フォロー体制の強化など、従業員満足度の向上に資する施策を推進してまいります。

（ⅲ）生産性の向上

当社グループの一層の競争力強化と持続的な成長のためには、人員の増加と同時に、営業効率を高めることにより生産性の向上を図ることが課題となります。そのため、営業員一人ひとりのスキルアップに加えて、効果的な販促施策の実施や提携先企業の拡大などに取り組んでまいります。また、デジタル技術の活用による業務全般に

渡るシステム化、省力化を推進してまいります。

（ⅳ）エリア展開の促進

当社グループは、既存木造住宅を主要サービスの対象としておりますので、業績拡大のためにはその対象先を増加させることが重要となります。そのため、M&A含め多様な手段でエリア展開を一層推進することにより、新規エリアの開拓と既存エリアの更なる深耕に努めてまいります。西日本方面の拡大におきましては、新たに進出した愛媛県の拠点を活用して、その進捗を一層促してまいります。

（ⅴ）新型コロナウイルス感染症への対応

当社グループは、お客様並びに従業員をはじめとするステークホルダーの皆様の安全確保を最優先に考え、従業員のマスク着用の徹底、不要不急の出張の抑止、会議などにおけるオンラインの活用、訪問したお客様宅の除菌作業の実施など、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対策を講じております。今後とも、感染対策には十分な注意を払いながら事業活動に取り組むとともに、同感染症の動向と経済活動への影響を注視し、経営環境の変化に臨機応変に対応するよう努めてまいります。

③ 設備投資の状況

該当事項はありません。

④ 資金調達の状況

該当事項はありません。

2 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分＼期別	第45期（平成30年３月期）	第46期（平成31年３月期）	第47期（令和２年３月期）	第48期（当連結会計年度）（令和３年３月期）
売上高（百万円）	－	－	－	13,872
営業利益（百万円）	－	－	－	1,602
経常利益（百万円）	－	－	－	1,703
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	－	－	－	1,063
１株当たり当期純利益（円）	－	－	－	89.52
総資産（百万円）	－	－	－	14,429
純資産（百万円）	－	－	－	11,666
１株当たり純資産額（円）	－	－	－	1,064.09

（注）1. 第48期連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第47期以前については記載しておりません。
2. １株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、１株当たり純資産額は期末現在の発行済株式数によりそれぞれ算出し、表示単位未満は四捨五入しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分＼期別	第45期（平成30年３月期）	第46期（平成31年３月期）	第47期（令和２年３月期）	第48期（当期）（令和３年３月期）
売上高（百万円）	13,990	14,501	14,432	13,154
営業利益（百万円）	2,131	2,285	2,239	1,674
経常利益（百万円）	2,155	2,314	2,380	1,773
当期純利益（百万円）	1,411	1,515	1,580	1,152
１株当たり当期純利益（円）	114.36	122.81	128.06	96.99
総資産（百万円）	15,214	16,077	16,569	14,209
純資産（百万円）	11,666	12,541	13,417	11,784
１株当たり純資産額（円）	945.29	1,016.16	1,087.20	1,074.90

（注）１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、１株当たり純資産額は期末現在の発行済株式数によりそれぞれ算出し、表示単位未満は四捨五入しております。

3 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当　社　の 出資比率	主　な　事　業　内　容
株式会社ハートフルホーム	15百万円	100%	建築・リフォーム事業

（注）当社は、令和２年７月１日付で、株式会社ハートフルホームの全株式を取得し、同社を連結子会社としております。

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

4 主要な事業内容（令和３年３月31日現在）

当社グループは、既存木造家屋を対象とした「白蟻防除」、「湿気対策」、「地震対策」の各種施工を主力サービスとしております。また、その他のサービスとして、住宅リフォーム、ゴキブリ・ネズミ等の害虫・害獣防除等を行なっております。

5 主要な営業所及び工場（令和３年３月31日現在）

① 当社

本社	東京都新宿区
主な支店・営業所	東北・福島支店（福島県郡山市）、新潟支店（新潟県新潟市）、 茨城支店（茨城県土浦市）、北関東支店（群馬県高崎市）、 長野支店（長野県長野市）、東京支店（東京都新宿区）、 神奈川支店（神奈川県横浜市）、千葉支店（千葉県千葉市）、 静岡支店（静岡県静岡市）、愛知支店（愛知県名古屋市）、 岐阜支店（岐阜県岐阜市）、京都支店（京都府京都市）、 奈良支店（奈良県奈良市）、和歌山支店（和歌山県和歌山市）、 阪神営業所（兵庫県尼崎市）
工場	伊万里工場（佐賀県伊万里市）
研修センター	三ヶ日総合研修センター（静岡県浜松市） 猪苗代総合研修センター（福島県耶麻郡猪苗代町）

（注）令和３年４月１日付で南予営業所（愛媛県西予市）を開設いたしました。

② 子会社

株式会社ハートフルホーム	北海道札幌市

6 従業員の状況（令和３年３月31日現在）

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,049名	－名

（注）第48期（当連結会計年度）より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,016名	54名増	38.6歳	10.3年

（注）1. 従業員数には、受入出向者（2名）、嘱託（41名）及び契約社員（46名）を含み、派遣出向者（3名）は含まれておりません。
2. 増加の主な要因は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い令和２年の新卒社員の入社を３月から４月にしたため前期末の人数が少なくなったこと（47名減）によるものであります。

7 主要な借入先（令和３年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	230百万円

8 その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（令和３年３月31日現在）

1	**発行可能株式総数**	42,000,000株
2	**発行済株式の総数**	12,348,500株（自己株式1,384,695株を含む。）
3	**株　主　数**	25,118名
4	**大　株　主**	

株主名	持株数	持株比率
株式会社ムネマサ	1,250,000株	11.40%
宗政ヨシ	821,963株	7.50%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	403,041株	3.68%
株式会社日本カストディ銀行	375,700株	3.43%
GOLDMAN, SACHS&CO. REG	338,800株	3.09%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	327,500株	2.99%
アサンテ従業員持株会	318,475株	2.90%
渋谷健一	260,000株	2.37%
AVI JAPAN OPPORTUNITY TRUST PLC	253,200株	2.31%
JPLLC CLIENT SAFEKEEPING ACCOUNT	251,000株	2.29%

（注）当社は、自己株式1,384,695株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

5 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次の通りです。

対象者	当社取締役（社外取締役を除く。以下、対象取締役）
株式報酬枠	年額60百万円以内
各取締役に対する株式報酬額	取締役会決議により毎年設定
割当てる株式の種類及び割当の方法	当社普通株式（譲渡制限付株式）を株式発行または自己株式の処分の方法による
割当てる株式の総数	年30,000株以内
払込金額	各取締役会決議日の前営業日における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の終値を基礎として、対象取締役に特に有利とならない金額の範囲で取締役会において決定
譲渡制限期間	割当を受けた日から30年間
譲渡制限の解除条件	譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除 ただし、任期満了、死亡その他正当な理由により退任した場合は、譲渡制限の解除を必要に応じて合理的に調整
当社による無償取得	譲渡制限期間中に、対象取締役に取締役会が定める事由に該当する場合やその他これに準じる非違行為があった場合には、当社は、本割当株式を無償で取得できる

取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

役員区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	6,600株	5名
社外取締役	－株	－名
監査役	－株	－名

6 その他株式に関する重要な事項

当社は、資本効率の向上を図るとともに、将来の経営環境の変化に対応する機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第２項及び定款の定めにより、令和２年11月20日の当社取締役会決議に基づき、令和２年11月25日から令和３年３月31日の間、1,384,400株（発行済株式数に対する割合は11.21％）の自己株式を総額2,053,828,800円で取得いたしました。

3．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の氏名等（令和３年３月31日現在）

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	宮内　征	
専務取締役	飯柴正美	管理本部長 株式会社ハートフルホーム取締役
取締役	西山　敦	コンプライアンス本部長
取締役	中尾能之	経営企画部長
取締役	石上祥光	営業本部長
取締役	内田勝巳	株式会社エー・ジー・ピー代表取締役社長
取締役	堂垣内重晴	ディーブイエックス株式会社社外取締役 株式会社たち吉代表取締役専務
常勤監査役	犬飼由喜夫	
監査役	櫛田泰彦	櫛田泰彦法律事務所代表者（弁護士）
監査役	黒澤誠一	黒澤公認会計士事務所代表者（公認会計士）

（注）1. 取締役内田勝巳、堂垣内重晴の両氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役犬飼由喜夫、櫛田泰彦、黒澤誠一の３氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役犬飼由喜夫氏は、前職において経理関連業務における責任者の経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役黒澤誠一氏は、長年にわたり公認会計士としての勤務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役内田勝巳、取締役堂垣内重晴、監査役犬飼由喜夫、監査役櫛田泰彦及び監査役黒澤誠一の５氏は、株式会社東京証券取引所に定める独立役員であります。
6. 専務取締役飯柴正美氏は、令和２年７月１日付で株式会社ハートフルホームの取締役に就任いたしました。
7. 取締役中尾能之氏は、令和２年５月19日をもって株式会社ヒューマン・グリーンサービス監査役を任期満了により退任いたしました。
8. 令和２年６月19日開催の第47期定時株主総会において、石上祥光氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
9. 当事業年度中に次の通り取締役の地位及び担当の異動がありました。

異動日	氏　名	新役職名	旧役職名
令和２年６月１日	宮内　征	代表取締役社長	代表取締役社長兼営業本部長

10. 令和３年４月１日付で次の通り取締役の地位及び担当の異動がありました。

氏　名	新役職名	旧役職名
石上祥光	取締役営業本部長兼業務推進部長	取締役営業本部長

2 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役は、会社法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

3 取締役及び監査役の報酬等の額

① 報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は、株主総会で決議された報酬限度額内において、諸規程に基づき、世間水準、過去の実績、業績の動向及び経営内容を勘案し、役職やそれぞれの果たすべき役割・責任等に応じ決定することとしております。

報酬等の種類は、固定報酬である基本報酬、業績連動報酬である賞与、非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬によって構成（ただし、社外取締役の報酬は固定報酬のみ）され、報酬の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝１２：４：２（業績連動報酬の指標「営業利益」が目標を１００％達成の場合）としております。

また、決定方針の決定方法は、社外取締役を主要な構成員とする任意の指名・報酬諮問委員会が原案を審議のうえで取締役会に答申し、当該答申を受けて取締役会において決定することとしており、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、この手続きを経ることで決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬である基本報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、平成22年６月25日開催の第37期定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、賞与を含み使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は５名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、令和２年６月19日開催の第47期定時株主総会において、株式報酬の額を年額60百万円以内、株式数の上限を年30,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は５名です。

監査役の金額報酬の額は平成22年６月25日開催の第37期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は３名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、個人別の報酬額については、社外取締役を主要な構成員とする任意の指名・報酬諮問委員会が原案を審議のうえで取締役会に答申し、当該答申を受けて取締役会において決定することとしております。ただし、取締役会が各取締役への配分を代表取締役社長に決定を一任したときは、代表取締役社長宮内征がこれを決定することとしております。

その権限の内容は、基本報酬並びに賞与の各取締役への配分であり、これらの権限を委任する理由は、各取締役の職務等を評価し決定するには最適であると判断したためであります。

取締役会が代表取締役社長に決定を一任した時は、代表取締役社長は当該権限を指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて決定することとしており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④　取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役 （うち社外取締役）	172 (17)	113 (17)	39 (－)	7 (－)	12 (0)	7 (2)
監査役 （うち社外監査役）	34 (34)	34 (34)	－ (－)	－ (－)	0 (0)	3 (3)
合計 （うち社外役員）	207 (52)	148 (52)	39 (－)	7 (－)	12 (0)	10 (5)

（注）1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記支給額のほか、当社は令和２年６月19日開催の第47期定時株主総会決議に基づき、退任取締役１名に対して退職慰労金354百万円、弔慰金34百万円を支給しております。また、同総会で役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給が決議され、今後、実際の退任時に支給されます。その支給予定金額は取締役６名で85百万円以内（うち社外取締役４百万円以内）、監査役３名で21百万円以内となっており、上記の当事業年度の退職慰労金の金額は、役員退職慰労金制度廃止前に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

⑤　業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。

業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、各事業年度の当社の営業利益であり、また、当該業績指標を選定した理由は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、当社の事業内容に照らし本業業績を端的に示すためであります。

業績連動報酬等の額の算定方法は、営業利益の目標達成率のほか、従業員賞与とのバランスや株主還元等も加味して算出しております。

当事業年度の当社の営業利益は1,674百万円でした。

⑥　非金銭報酬等の内容

中長期的な企業価値向上との連動性及び株主との一層の価値共有を進めるため、非金銭報酬として取締役に対して譲渡制限を付した株式報酬を交付しております。

当該株式報酬の内容及びその交付状況は２．会社の株式に関する事項に記載の通りです。

4 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

氏　名 (地位)	他の法人等との関係
内田勝巳 (社外取締役)	株式会社エー・ジー・ピーの代表取締役社長でありますが、同社と当社との取引はありません。
堂垣内重晴 (社外取締役)	ディーブイエックス株式会社の社外取締役でありますが、同社と当社との取引はありません。 株式会社たち吉の代表取締役専務でありますが、同社と当社との取引はありません。
犬飼由喜夫 (社外監査役)	該当事項はありません。
櫛田泰彦 (社外監査役)	櫛田泰彦法律事務所の代表者でありますが、同事務所と当社との取引はありません。
黒澤誠一 (社外監査役)	黒澤公認会計士事務所の代表者でありますが、同事務所と当社との取引はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

氏　名 (地位)	出席状況	主 な 活 動 状 況
内 田 勝 巳 (社外取締役)	取締役会　16回中16回	企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見から経営全般にわたって適宜発言を行なっております。 また、取締役、監査役の指名並びに取締役の報酬等に関する決定プロセスの客観性及び透明性の確保等を目的として設置している指名・報酬諮問委員会の委員長を務めております。 このほかに、代表取締役社長、監査役との意見交換会等に出席するなど、客観的な立場で当社の経営の監督を行なう役割を果たしていただいております。
堂 垣 内 重 晴 (社外取締役)	取締役会　16回中16回	企業経営に関する豊富な経験と営業面における幅広い知見から経営全般にわたって適宜発言を行なっております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。 このほかに、代表取締役社長、監査役との意見交換会等に出席するなど、客観的な立場で当社の経営の監督を行なう役割を果たしていただいております。
犬 飼 由 喜 夫 (社外監査役)	取締役会　16回中16回 監査役会　13回中13回	取締役会では、事業会社における豊富な経験・見地から適宜発言を行なっております。 監査役会では、監査計画に基づく監査実施状況を報告するとともに、監査方針等に関して意見交換をしております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。 このほかに、代表取締役社長、取締役等との意見交換会等に出席するなど、当社の経営の監査を行なっております。
櫛 田 泰 彦 (社外監査役)	取締役会　16回中16回 監査役会　13回中13回	取締役会では、主に弁護士として専門的見地からの発言を行なっております。 また、監査役会では、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針に関して意見交換をしております。 このほかに、代表取締役社長、取締役等との意見交換会等に出席するなど、当社の経営の監査を行なっております。
黒 澤 誠 一 (社外監査役)	取締役会　16回中16回 監査役会　13回中13回	取締役会では、主に公認会計士として培った豊富な経験・見地から適宜発言を行なっております。 また、監査役会では、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針に関して意見交換をしております。 このほかに、代表取締役社長、取締役等との意見交換会等に出席するなど、当社の経営の監査を行なっております。

5．会計監査人の状況

1 会計監査人の名称　　ＥＹ新日本有限責任監査法人

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額

27,000千円

② 公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額

2,464千円

③ 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

29,464千円

（注）1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
監査役会は、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手し、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬の見積りの算出根拠等を精査した結果、当該報酬は妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行なっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

3 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務であるコンフォートレター作成業務等を委託し、対価を支払っております。

4 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案の目的とする場合には、会計監査人による監査の品質、監査の効率性、監査実績、独立性、監査の実施体制及び監査能力等を総合的に判断のうえ、監査役の全員の同意によって行ないます。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年５月18日開催の取締役会において、「内部統制システム構築に関する基本方針」を決議し、その後令和３年１月22日開催の取締役会において下記のとおり変更いたしました。

（1）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（ⅰ）法令等の遵守を徹底するため、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス担当取締役を任命し、コンプライアンスの維持・強化を図る。その徹底を図るため、コンプライアンス推進部は全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、内部監査室はコンプライアンスの状況を監査する。また、法令等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を適用し、コンプライアンス推進部、顧問弁護士事務所及び顧問社会保険労務士事務所に通報窓口を設置・運営し、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取り扱いを行なわないものとする。

（ⅱ）万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、コンプライアンス担当取締役を通じて、その内容・対処案を取締役会及び監査役または監査役会に報告する。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（ⅰ）取締役の職務の執行に係る文書の保存及び管理に関する事項は、文書管理規程に従うものとし、監査役が求めたときは、担当取締役もしくは所管部門長は、いつでも文書の閲覧及び謄写に供するものとする。

（ⅱ）情報システムを安全に利用及び活用するため、適切な維持管理・運用を行なう。

（ⅲ）万一情報システムに関連して問題が生じた場合には、システム部は速やかに、その内容・対処案を取締役会に報告する。

（ⅳ）内部監査室は、情報システムの管理状況について監査を実施するものとする。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（ⅰ）リスク管理規程に基づき、リスク管理担当取締役を任命し、適切なリスク対応を図る。そのため、担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、その下に、経営企画部を核として、事務局を設置し、組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応を行なう。

（ⅱ）各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行なうものとし、事務局へ定期的にリスク管理状況を報告し、連携を図るものとする。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

（ⅰ）当社は、原則として毎月１回「定例取締役会」を開催するほか、必要に応じて「臨時取締役会」を開催し、経営及び業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況の報告を受け、その監督等を行なっている。

（ⅱ）経営計画のマネジメントについては、経営方針を機軸に取締役会において毎年策定される年度事業計画及び中期経営計画に基づき、各部門において目標達成のために活動することとする。

（ⅲ）日常の職務遂行に際しては、職務分掌規程及び職務権限規程に基づき権限の委譲が行なわれ、各責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行するとともに、稟議制度による意思決定プロセスの簡素化により、意思決定の迅速化を図る。

（5）当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

総務人事部を子会社管理の担当部門とし、関係会社管理規程に基づき子会社の状況に応じて必要な管理を行なうとともに、子会社においてもコンプライアンス規程に定める事項が適切に運営されるよう指導・監督するものとし、内部通報制度を適用するものとする。

（6）監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役は、総務人事部及び内部監査室に対してその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めることができるものとし、当該使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。

（7）前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒は監査役会の意見を尊重した上で行なうものとする。

（8）当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役または監査役会に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人等は、会社に重大な損失を与える事項が発生また

は発生するおそれがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役または監査役会に報告するものとし、報告したことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取り扱いを行なわないものとする。

（9）監査費用の前払いまたは償還の手続きその他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役が必要と認めるときは、公認会計士、弁護士その他外部専門家に相談することができる。その費用については会社が負担するものとし、速やかに監査費用の前払いまたは償還の手続きに応じるものとする。

（10）その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図るとともに、監査役は重要な会議等に出席することができるものとする。

（11）財務報告に係る内部統制に関する整備状況

財務報告に係る内部統制の構築については、経理部を担当部門とし、財務報告の適正性を確保するため、全社的な管理、運用体制の構築を図る。

（12）反社会的勢力の排除に向けた基本方針及び整備状況

（ⅰ）反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。そのため、反社会的勢力対応マニュアルに基づき、会社全体として組織的に対応を行なうものとする。

（ⅱ）コンプライアンス推進部を反社会的勢力対応の担当部門とし、各部門間の報告・連絡体制を確立するとともに、各関係機関（警察、特防連等）との連携体制を構築し、反社会的勢力の排除に努める。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

（1）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス担当取締役を任命のうえ、全ての役員、従業員を対象に年１回以上のコンプライアンス研修を実施しております。また、内部通報窓口や従業員との面談等を通じて、コンプライアンスに関する問題の実態把握に努め、継続的な改善を図るとともに、問題点の内容及びその対処案を速やかに取締役会及び監査役会に報告しております。なお、通報者等に対して不利益な取り扱いは行なっておりません。さら

に、内部監査室は、社内規程の遵守状況やコンプライアンスの状況を監査し、内部監査の結果を取締役社長に報告しております。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会の資料、議事録その他職務の執行に係る文書は、セキュリティが確保された場所で適正に保管しており、監査役が求めた時はいつでも文書の閲覧及び謄写に応じております。また、システム部では情報システムの適切な維持管理及び運用に努めるとともに、問題があれば速やかに対処案等を取締役会に報告しております。さらに、内部監査室は、情報システムの管理状況を監査し、その結果を取締役社長に報告しております。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理担当取締役を任命し、事務局を設置のうえ毎月各部門はリスク管理の状況を報告しております。また、リスク問題が顕在化した際には、速やかにリスク管理委員会を招集のうえリスク対応を協議し、その内容や対応策を取締役会に報告しております。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は、各部門が取締役会で決議された年度事業計画及び中期経営計画に基づいて目標達成のために業務活動を行なっており、取締役会において取締役の職務執行状況を定期的に監督しております。また、各部門の業務内容や必要性に応じて、適正に職務権限を委譲するとともに、稟議制度を整備し意思決定のプロセスやルールを可視化・明確化することで、継続的な改善を図り意思決定の迅速化を図っております。

（5）当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、社内規程に基づき子会社の各議事録や規程類の整備など必要な管理を行なっております。また、子会社に対してもコンプライアンス研修を実施するなど、必要な指導・監督を行ない、継続的な改善を図るとともに、内部通報制度等の周知徹底に努めております。

（6）監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社は、総務人事部及び内部監査室に監査役を補助すべき担当者を設置のうえ、その担当者が、それぞれ監査役の命令に従って業務を遂行しております。

（7）前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役等は、補助使用人が監査役から受けた命令に相反するような指揮命令は行なっておりません。

（8）当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役または監査役会に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役または監査役会は、監査役会による本社部門長面談や重要書類の閲覧等で報告を受ける体制となっております。また、取締役及び使用人等がこの報告によって解雇その他不利益な取り扱いを受けるようなことは行なっておりません。

（9）監査費用の前払いまたは償還の手続きその他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務執行に要した費用については、費用の多寡にかかわらず、速やかに償還しております。

（10）その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

当社は、内部監査室を監査役室に隣接して配置し、日頃より緊密な連携や監査業務の補助が行なえる体制を築いております。また、常勤監査役は、重要な会議に出席し、監査役会は、取締役社長及び社外取締役等との間で積極的な意見交換を行なっております。

（11）財務報告に係る内部統制に関する整備状況

当社は、担当取締役が取締役会において財務報告に係る内部統制の計画及びスケジュールを報告のうえ、経理部が全社的な方針や手続きを社内に示し、適正な管理及び運用体制を構築しております。

（12）反社会的勢力の排除に向けた基本方針及び整備状況

当社は、社内規程に基づき取引先を対象とした反社会性判断を実施し、各部門間で緊密な報告・連絡体制を構築のうえ、組織的に反社会的勢力とは一切の関係を遮断しております。さらに、各地域の警察署訪問や特殊暴力防止対策連合会等への加入を通じて、各関係機関との連携体制の構築、反社会的勢力の排除に努めております。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、注記した事項を除き表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表（令和３年３月31日現在）

（単位：千円）

科　目	金　額	科　目	金　額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**8,765,596**	**流動負債**	**2,178,741**
現金及び預金	6,675,208	買掛金	309,817
売掛金	1,674,876	短期借入金	70,000
製品	76,522	１年内返済予定の長期借入金	226,312
仕掛品	18,586	未払法人税等	288,509
原材料及び貯蔵品	181,161	賞与引当金	280,002
その他	140,353	その他	1,004,099
貸倒引当金	△1,113	**固定負債**	**584,223**
固定資産	**5,663,822**	長期借入金	351,814
有形固定資産	**4,549,830**	その他	232,409
建物	1,419,015	**負債合計**	**2,762,964**
構築物	46,028	(純資産の部)	
機械及び装置	8,316	**株主資本**	**11,675,522**
車両運搬具	12,569	**資本金**	**1,161,195**
工具、器具及び備品	56,100	**資本剰余金**	**861,195**
土地	2,981,584	**利益剰余金**	**11,707,545**
リース資産	26,214	**自己株式**	**△2,054,413**
無形固定資産	**493,009**	**その他の包括利益累計額**	**△9,067**
のれん	450,143	**その他有価証券評価差額金**	**705**
その他	42,866	**退職給付に係る調整累計額**	**△9,773**
投資その他の資産	**620,981**	**純資産合計**	**11,666,454**
投資有価証券	121,551		
退職給付に係る資産	30,861		
繰延税金資産	208,286		
その他	267,392		
貸倒引当金	△7,109		
資産合計	**14,429,419**	**負債及び純資産合計**	**14,429,419**

連結損益計算書（自　令和２年４月１日　至　令和３年３月31日）

（単位：千円）

科　目	金　額	
売上高		**13,872,089**
売上原価		**4,162,773**
売上総利益		**9,709,315**
販売費及び一般管理費		**8,107,017**
営業利益		**1,602,298**
営業外収益		
受取利息及び配当金	237	
有価証券利息	1,027	
その他	130,575	131,840
営業外費用		
支払利息	6,039	
その他	24,563	30,602
経常利益		**1,703,535**
特別損失		
減損損失	13,880	13,880
税金等調整前当期純利益		**1,689,654**
法人税、住民税及び事業税	532,469	
法人税等調整額	93,890	626,360
当期純利益		**1,063,294**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,063,294**

連結株主資本等変動計算書（自　令和２年４月１日　至　令和３年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
令和２年４月１日残高	1,156,410	856,410	11,384,945	△584	13,397,180
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	4,785	4,785			9,570
剰余金の配当			△740,694		△740,694
親会社株主に帰属する当期純利益			1,063,294		1,063,294
自己株式の取得				△2,053,828	△2,053,828
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	4,785	4,785	322,600	△2,053,828	△1,721,658
令和３年３月31日残高	1,161,195	861,195	11,707,545	△2,054,413	11,675,522

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
令和２年４月１日残高	583	△82,341	△81,757	13,315,423
連結会計年度中の変動額				
新株の発行				9,570
剰余金の配当				△740,694
親会社株主に帰属する当期純利益				1,063,294
自己株式の取得				△2,053,828
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	122	72,567	72,689	72,689
連結会計年度中の変動額合計	122	72,567	72,689	△1,648,968
令和３年３月31日残高	705	△9,773	△9,067	11,666,454

計算書類

貸借対照表（令和３年３月31日現在）

（単位：千円）

科　目	金　額
(資産の部)	
流動資産	**8,345,982**
現金及び預金	6,289,064
売掛金	1,661,294
製品	76,522
原材料及び貯蔵品	180,965
前払費用	128,755
その他	10,376
貸倒引当金	△996
固定資産	**5,863,281**
有形固定資産	**4,468,784**
建物	1,396,492
構築物	46,028
機械及び装置	8,316
工具、器具及び備品	55,827
土地	2,952,605
リース資産	9,513
無形固定資産	**42,866**
ソフトウエア	28,117
その他	14,748
投資その他の資産	**1,351,630**
投資有価証券	101,017
関係会社株式	752,353
破産更生債権等	7,728
長期前払費用	66,809
前払年金費用	44,947
繰延税金資産	200,651
その他	185,232
貸倒引当金	△7,109
資産合計	**14,209,263**

科　目	金　額
(負債の部)	
流動負債	**1,957,416**
買掛金	276,306
短期借入金	70,000
１年内返済予定の長期借入金	191,104
リース債務	3,764
未払金	445,387
未払費用	301,984
未払法人税等	201,466
未払消費税等	78,691
前受金	5,038
預り金	103,671
賞与引当金	280,002
固定負債	**466,849**
長期借入金	259,905
リース債務	6,380
資産除去債務	93,508
その他	107,055
負債合計	**2,424,265**
(純資産の部)	
株主資本	**11,784,292**
資本金	**1,161,195**
資本剰余金	**861,195**
資本準備金	861,195
利益剰余金	**11,816,315**
利益準備金	40,590
その他利益剰余金	11,775,725
別途積立金	1,880,000
繰越利益剰余金	9,895,725
自己株式	**△2,054,413**
評価・換算差額等	**705**
その他有価証券評価差額金	**705**
純資産合計	**11,784,997**
負債及び純資産合計	**14,209,263**

損益計算書（自　令和２年４月１日　至　令和３年３月31日）

（単位：千円）

科　目	金　額	
売上高		**13,154,912**
売上原価		**3,831,389**
売上総利益		**9,323,523**
販売費及び一般管理費		**7,649,403**
営業利益		**1,674,120**
営業外収益		
受取利息及び配当金	214	
有価証券利息	1,027	
その他	127,983	129,225
営業外費用		
支払利息	5,275	
その他	24,563	29,838
経常利益		**1,773,507**
特別損失		
減損損失	13,880	13,880
税引前当期純利益		**1,759,626**
法人税、住民税及び事業税	497,393	
法人税等調整額	110,215	607,608
当期純利益		**1,152,017**

株主資本等変動計算書（自　令和２年４月１日　至　令和３年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
令和２年４月１日残高	1,156,410	856,410	856,410	40,590	1,880,000	9,484,401	11,404,991	△584	13,417,227
事業年度中の変動額									
新株の発行	4,785	4,785	4,785						9,570
剰余金の配当						△740,694	△740,694		△740,694
当期純利益						1,152,017	1,152,017		1,152,017
自己株式の取得								△2,053,828	△2,053,828
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	4,785	4,785	4,785	－	－	411,323	411,323	△2,053,828	△1,632,935
令和３年３月31日残高	1,161,195	861,195	861,195	40,590	1,880,000	9,895,725	11,816,315	△2,054,413	11,784,292

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
令和２年４月１日残高	583	13,417,810
事業年度中の変動額		
新株の発行		9,570
剰余金の配当		△740,694
当期純利益		1,152,017
自己株式の取得		△2,053,828
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	122	122
事業年度中の変動額合計	122	△1,632,813
令和３年３月31日残高	705	11,784,997

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

令和３年５月11日

株式会社　アサンテ
　取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福井　聡	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮沢　琢	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社アサンテの令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アサンテ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

令和３年５月11日

株式会社　アサンテ
　取締役会　御中

ＥＹ新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福井　聡	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮沢　琢	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アサンテの令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの第４８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、令和２年４月１日から令和３年３月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。なおCOVID-19の影響で監査日程を一部変更しましたが、第48期末までに監査を完了しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムの構築及び運用については、継続的な改善が図られており、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類等の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和３年５月18日

株式会社アサンテ　監査役会

常勤監査役（社外監査役）犬飼由喜夫 ㊞

監　査　役（社外監査役）櫛田　泰彦 ㊞

監　査　役（社外監査役）黒澤　誠一 ㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、株主の皆さまに対する利益還元を最優先に考え、安定的な配当の維持を基本として、企業体質の強化及び内部留保の充実等を総合的に勘案することを配当政策の基本方針としております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおり１株につき30円といたしたいと存じます。なお、中間配当金30円を加えた年間配当金は、１株につき60円となります。

期末配当に関する事項

(1)　配当財産の種類
　　金銭といたします。

(2)　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金30円　　総額 328,914,150 円

(3)　剰余金の配当が効力を生じる日
　　令和３年６月21日

第２号議案　取締役８名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（７名）は任期満了となりますので、経営体制の一層の強化を図るため、新たに社外取締役１名を増員し、取締役８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	属性	取締役が有する知識・経験・能力					
				企業経営	営業・マーケティング	法務・リスクマネジメント	財務・会計	人事・労務・人材開発	技術・品質
1	宮内　征	代表取締役社長		●	●			●	●
2	飯柴　正美	専務取締役		●	●	●	●	●	
3	西山　敦	取締役		●	●	●		●	
4	中尾　能之	取締役		●	●	●	●	●	
5	石上　祥光	取締役			●				●
6	堂垣内重晴	取締役	社外 独立	●	●		●	●	
7	名取　俊也	－	社外 独立			●	●	●	
8	田中　道昭	－	社外 独立	●	●	●	●	●	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	再任 宮内（みやうち）　征（せい） （昭和46年３月11日生）	平成６年３月　当社入社 平成22年４月　当社ＨＡ事業部長 平成25年６月　当社取締役ＨＡ事業部長 平成27年２月　当社取締役営業本部長 平成27年４月　当社取締役営業本部長兼ＴＳ営業部長 平成28年２月　当社取締役人材開発部長 平成31年４月　当社常務取締役営業本部長 令和２年２月　当社代表取締役社長兼営業本部長 令和２年６月　当社代表取締役社長（現任） 【取締役候補者とした理由】 同氏は、長年にわたり営業分野の業務に従事し、当社事業全般にわたる高度な知見を有しております。平成25年６月から取締役、令和２年２月から代表取締役社長を務めており、これらの経験や能力を経営に活かすことにより、当社の持続的な成長と企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	22,000株
2	再任 飯柴（いいしば）　正美（まさみ） （昭和25年12月24日生）	昭和48年４月　株式会社三菱銀行（現株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行 平成14年９月　当社入社経営企画室長 平成14年11月　当社取締役経営企画室長 平成17年11月　当社常務取締役経営企画室長 平成31年４月　当社常務取締役管理本部長兼経営企画部長 令和２年１月　当社常務取締役管理本部長 令和２年４月　当社専務取締役管理本部長（現任） 令和２年７月　株式会社ハートフルホーム取締役（現任） 【取締役候補者とした理由】 同氏は、金融機関在籍時における豊富な経験に加え、当社に入社後も取締役として経営企画をはじめ管理部門全体を統括し、企業経営に関する高度な知見を有しております。これらの経験や能力を経営に活かすことにより、当社の持続的な成長と企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	31,800株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	再任 西山（にしやま） 敦（あつし） （昭和38年４月16日生）	平成15年４月 当社入社 平成17年９月 当社営業本部長兼ＨＡ事業部長 平成19年４月 当社総務部長 平成19年６月 株式会社ヒューマン・グリーンサービス監査役 平成25年６月 当社取締役総務部長 平成28年２月 当社取締役人事部長 平成29年１月 当社取締役コンプライアンス本部長（現任） 【取締役候補者とした理由】 同氏は、経営企画、営業、総務、人事など幅広い分野で要職を務め、企業経営に関する見識を有しております。現在はコンプライアンス本部長として法令遵守態勢の強化を担っており、これらの経験や能力を経営に活かすことにより、当社の持続的な成長と企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	6,000株
4	再任 中尾（なかお）能之（よしゆき） （昭和37年10月31日生）	昭和61年４月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行 平成27年10月 当社入社経理部長 平成28年２月 当社総務部長 平成28年５月 株式会社ヒューマン・グリーンサービス監査役 平成29年１月 当社総務人事部長 平成29年６月 当社取締役総務人事部長 令和２年１月 当社取締役経営企画部長（現任） 【取締役候補者とした理由】 同氏は、金融機関在籍時における豊富な経験に加え、当社に入社後も管理部門の要職を務め、現在は経営企画部長を務めており、企業経営に関する見識を有しております。これらの経験や能力を経営に活かすことにより、当社の持続的な成長と企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	1,900株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	再任 いし　がみ　よし　みつ 石 上 祥 光 （昭和41年７月３日生）	平成 ２ 年 ６ 月　当社入社 平成11年 ２ 月　当社千葉支店長 平成22年11月　当社資材部長 平成27年 ２ 月　当社お客様相談室長 平成31年 ４ 月　当社技術部長 令和 ２ 年 ６ 月　当社取締役営業本部長 令和 ３ 年 ４ 月　当社取締役営業本部長兼業務推進部長（現任） 【取締役候補者とした理由】 同氏は、長年にわたり営業分野の業務を経験し、お客様相談室長や技術部長を務める中でコンプライアンスや技術力の向上といった課題にも取り組んでおり、現在は営業部門全体を統括する職責を担っております。当社事業に関する高度な知見を有しており、これらの経験や能力が当社の持続的な成長と企業価値向上に必要な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	3,800株
6	再任 どう　がき　ない　しげ　はる 堂 垣 内 重 晴 （昭和24年５月11日生） 社外　独立役員	昭和48年 ４ 月　株式会社三菱銀行（現株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行 平成15年 ５ 月　同行退職 平成15年 ５ 月　株式会社テクノ菱和入社 平成15年 ６ 月　同社取締役 平成19年 １ 月　同社常務取締役営業本部長 平成26年 ４ 月　同社専務取締役営業本部長 平成27年 ６ 月　当社取締役（現任） 平成27年 ６ 月　ディーブイエックス株式会社社外取締役（現任） 平成27年 ６ 月　株式会社たち吉代表取締役専務（現任） （重要な兼職の状況） ディーブイエックス株式会社社外取締役 株式会社たち吉代表取締役専務 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、企業経営並びに営業に関して豊富な経験・知識を有しており、当社の取締役会においても適切な助言、監督を行なっております。こうした企業経営全般にわたる高度な知見を活かし、当社の持続的な成長に向けたコーポレート・ガバナンスの強化に貢献していただけると期待されることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。 なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって６年であります。	－

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	新任 名取（な とり）俊也（とし や） (昭和38年12月17日生) 社外 独立役員	昭和63年 4 月 検事任官 平成18年 7 月 東京地検検事 平成22年 7 月 東京地検刑事部副部長 平成23年 4 月 法務省刑事局公安課長 平成24年 1 月 法務省刑事局刑事課長 平成24年12月 法務省大臣官房秘書課長 平成27年 7 月 盛岡地検検事正 平成28年 7 月 最高検検事 平成28年 8 月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 大江橋法律事務所入所 令和 2 年 3 月 名取法律事務所（現ITN法律事務所）入所（現任） 令和 2 年 6 月 飛島建設株式会社社外監査役（現任） 令和 2 年11月 株式会社日本エネライズ社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） ITN法律事務所弁護士 飛島建設株式会社社外監査役 株式会社日本エネライズ社外取締役 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、検事及び弁護士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、企業法務の専門家として当社の経営全般に対する有益な助言や、コーポレート・ガバナンスの強化に貢献していただけると期待されることから、新たに社外取締役候補者といたしました。	－

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	新任 田中（たなか）道昭（みちあき） （昭和39年12月13日生） 社外 独立役員	昭和62年４月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行 平成９年６月 シカゴ大学経営大学院卒業・MBA取得 平成10年２月 同行退職 平成10年３月 シティバンク入行 平成12年１月 バンクオブアメリカ証券会社入社 平成14年５月 ABNアムロ証券会社入社 平成15年８月 株式会社日本ストラテジック・ファイナンス総合研究所代表取締役社長（現任） 平成18年６月 株式会社マージングポイント代表取締役社長（現任） 平成25年５月 株式会社サダマツ（現フェスタリアホールディングス株式会社）社外取締役（現任） 平成27年４月 立教大学大学院ビジネスデザイン研究科教授（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社日本ストラテジック・ファイナンス総合研究所代表取締役社長 株式会社マージングポイント代表取締役社長 フェスタリアホールディングス株式会社社外取締役 立教大学大学院ビジネスデザイン研究科教授 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、複数の金融機関の主要ポストを歴任後、コンサルティング会社代表取締役のほか、大学のビジネススクール教授を務めており、経営に関する豊富な経験と専門的な知識を有しており、こうした高度な知見に基づき、当社経営の適切な監督を行なっていただけると期待されることから、新たに社外取締役候補者といたしました。	－

（注）1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 堂垣内重晴氏、名取俊也氏及び田中道昭氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は堂垣内重晴氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、名取俊也氏及び田中道昭氏についても独立役員として同取引所に届け出る予定であります。また、３氏は当社が定める社外役員の独立性判断基準（50ページ）を満たしております。
3. 当社は堂垣内重晴氏との間で、会社法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は同法第425条第１項に定める最低責任限度額となります。同氏が取締役に再任された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、名取俊也氏及び田中道昭氏が取締役に選任された場合には、当社は両氏との間で、同様の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償責任の損害を当該保険契約により塡補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
5. 堂垣内重晴氏、名取俊也氏及び田中道昭氏の重要な兼職先と当社の間には、いずれも取引はありません。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役会の更なる多様性を図るため、監査役１名の増員をお願いするものであります。
なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次の通りであります。

氏　名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
新任 髙野（たかの）　慎一（しんいち） (昭和33年３月22日生) 社外　独立役員	平成18年７月　株式会社リクルートコスモス（現株式会社コスモスイニシア）執行役員グループ戦略室長兼総務人事グループ長 平成23年11月　株式会社ぎょうせい執行役員経営企画室長兼管理本部長 平成27年10月　日本交通株式会社取締役管理部長 株式会社ツクルバ社外取締役（現任） 平成29年６月　JapanTaxi株式会社（現株式会社Mobility Technologies）コーポレート部長 平成29年８月　日本交通株式会社常務取締役 令和元年８月　株式会社aima取締役（現任）	－
	（重要な兼職の状況） 株式会社ツクルバ社外取締役 株式会社aima取締役	
	【社外監査役候補者とした理由】 同氏は、企業経営に携わった豊富な経験と、幅広い見識を有しております。独立した立場から当社の監査を行なっていただくとともに、経営全般に対して有益な助言をいただけるものと判断し、また、コーポレート・ガバナンスの強化に資すると考え、社外監査役候補者といたしました。	

（注）1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 髙野慎一氏は、新任の社外監査役候補者であります。
なお、髙野慎一氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。また、同氏は当社が定める社外役員の独立性判断基準（50ページ）を満たしております。
3. 当社と社外監査役は、会社法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は同法第425条第１項に定める最低責任限度額となります。髙野慎一氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償責任の損害を当該保険契約により塡補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
5. 髙野慎一氏の重要な兼職先と当社の間には取引はありません。

以　上

ご参考　社外役員の独立性判断基準

当社は、当社における社外役員の独立性に関する基準を以下の通り定め、いずれの基準にも該当しない社外役員は、独立性を有するものと判断します。

（1）当社もしくは子会社の業務執行者
（2）当社直近事業年度の年間売上高の２％を超える取引先の業務執行者
（3）当社への売上高が、直近事業年度の年間売上高の２％を超える取引先の業務執行者
（4）当社から年間10百万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当社から得ている財産が年間収入の２％を超える団体に所属する者）
（5）直近事業年度に係る事業報告において、当社の主要な借入先として記載されている借入先の業務執行者
（6）過去10年間において、上記（1）から（5）のいずれかに該当していた者
（7）上記（1）から（5）のいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る）の二親等以内の親族
（8）当社の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者）またはその業務執行者
（9）当社から年間10百万円を超える寄附を受けている者（ただし、当該寄附を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の２％を超える団体の業務執行者）
（10）独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

お土産の配布はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会　　場：東京都新宿区西新宿八丁目17番１号

ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター５階

住友不動産新宿グランドタワー内



交通のご案内：	東京メトロ丸ノ内線	西新宿駅　１番出口	徒歩３分
	都営地下鉄大江戸線	都庁前駅　Ａ５出口	徒歩10分

株式会社 アサンテ

FSC www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C022915

UD FONT
見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。